

「緊急事態宣言」発出に伴う乗車券類の特例払いもどしについて

大阪府、京都府、滋賀県のいずれかの地域に対して「緊急事態宣言」が発出された場合、当社では下記の通り乗車券類の特例払いもどしを実施します。

記

1. 本払いもどしの取扱期間

大阪府、京都府、滋賀県のいずれかの地域への緊急事態宣言開始日から緊急事態宣言解除日の翌月末まで

2. 対象となる乗車券

	乗車券の種類	取扱内容
1	定期乗車券	●通勤定期乗車券 ●通学定期乗車券
		【払いもどし場所】京阪線・大津線の各定期券発売所（係員窓口） 【払いもどし起算日】緊急事態宣言開始日の前日を申出日とします。ただし、緊急事態宣言開始日以降に利用された場合は、同宣言開始日以降の最終利用日を払いもどし申出日とします。 ※当社での払いもどしの対象は、当社発行の定期乗車券（連絡定期乗車券を含む）です。
2	回数乗車券	【払いもどし場所】京阪線・大津線の係員駐在駅（鋼索線除く） ※駅係員の配置時間内に限り払いもどします。 ※通学割引回数券は発売駅で払いもどします。
3	団体乗車券	【払いもどし場所】購入駅
4	企画乗車券	●当社で発売しているすべての企画乗車券
		【払いもどし場所】京阪線・大津線の発売駅（鋼索線除く） ※他の鉄道会社でお買い求めいただいた乗車券はお買い求めの各社へお問い合わせください。ホテル等その他施設でお買い求めいただいた乗車券は当社駅係員にお問い合わせください。
5	列車指定券	●駅窓口で購入した列車指定券（ネット列車指定券から発行替したのものも含む） 【払いもどし場所】列車指定券発売所（係員窓口）
		●専用webサイトで購入した列車指定券 【払いもどし受付場所】列車指定券発売所（係員窓口） 【払いもどし方法】申告用紙にご記入いただき後日クレジットカード口座に返金します。

(※) 1 定期乗車券、2 回数乗車券については払いもどし手数料220円が必要です。

(※) 3 団体乗車券、4 企画乗車券、5 列車指定券は旅行開始前、未使用に限り無手数料で払いもどします。（使用済のものは払いもどし対象外となります）

(※) 定期乗車券の払いもどしについては、ご利用状況により払いもどし額がない場合がございます。計算方法は別紙をご確認ください。

(※) 旅行会社で購入された乗車券は旅行開始前、未使用に限り無手数料で旅行会社にて払いもどします。

3. 取扱条件

(1) 緊急事態宣言の発出を事由とする払いもどしであること。

(2) 緊急事態宣言期間を有効期間に含む乗車券類であること。

(3) 定期乗車券は、定期券発売所にて特例払いもどしの申出の際、乗車履歴を確認させていただきますので、少々お時間を頂戴します。時間に余裕を持ってお越しください。

以上

「緊急事態宣言」発出に伴う乗車券類の特例払いもどしについて(別紙)

定期券払いもどし額の計算方法について

新型コロナウイルス感染拡大防止のための「緊急事態宣言」発出に伴う特例払いもどし額の計算方法（通勤定期券・通学定期券）については、特例によりその申出日に関わらず、緊急事態宣言開始日の前日を申出日とします。ただし、緊急事態宣言開始日以降に利用された場合は、開始日以降の最終利用日を払いもどし申出日とし、下記の方法で払いもどします。定期券の払いもどし額はご利用状況により異なるため、払いもどし額がない場合もございますのでご注意ください。

●有効開始日から8日以降の取り扱い

① 最終利用日以降、定期券の残りの有効期間が1か月未満の場合

⇒ 払いもどし額はございません。

※通用開始日から8日目以降の1か月定期券は、払いもどし額はございません。

② 最終利用日以降、定期券の残りの有効期間が1か月以上ある場合

⇒ 以下の計算式により払いもどします。

払いもどし額＝定期運賃（券面の金額）－使用済月数に相当する定期運賃－手数料220円

【使用済月数に相当する定期運賃】

使用済月数に相当する定期運賃は、1か月および3か月の定期運賃を組み合わせで算出します。

※1か月未満の日数は、1か月使用したものとして計算します。

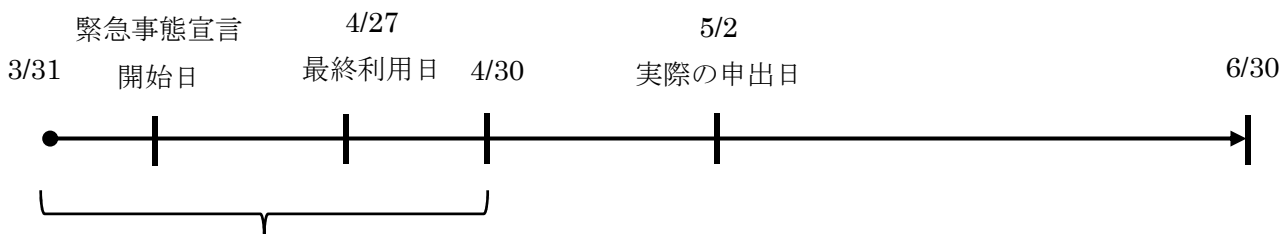
使用した月数	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月
算出に使用する 月数の組み合わせ	1か月	1か月×2	3か月	1か月+3か月	1か月×2 +3か月

計算例：2021年3月31日から3か月有効の枚方市⇄京橋の通勤定期券で、5月2日に払いもどしの申出があり、最終利用日が4月27日の場合

⇒ 最終利用日を払いもどし申出日とみなし、発売額から既に使用した1か月分の定期運賃と手数料220円を差し引いた額を払いもどします。

36,430円(発売額)－(12,780円(1か月)×1)－手数料220円＝23,430円

※緊急事態宣言開始日が4月23日の場合



※すでにお使いになった月数=1か月分（1か月に満たない日のは数は1か月とする）

※本来は5月2日が払いもどし申出日となり2か月使用となりますが、特例により最終利用日の4月27日を払いもどし申出日とし、1か月間使用したもののみ計算します。

●有効開始日から7日以内の取り扱い

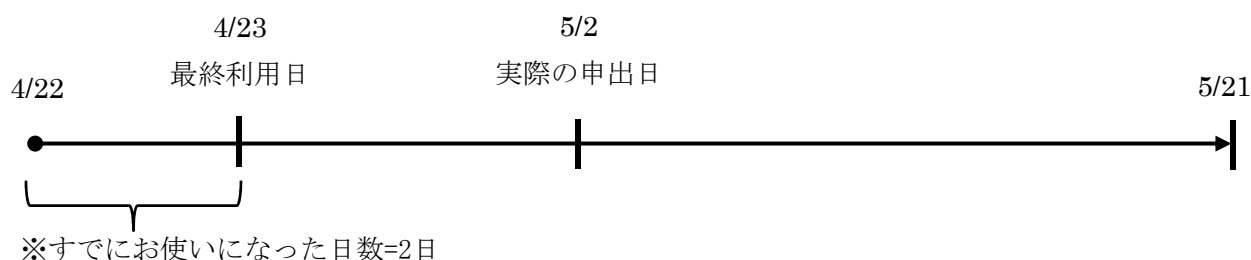
有効開始日から7日以内に限り、発売額からすでに経過した日数分の往復普通運賃と手数料220円を差し引いた残額を払いもどします。

計算例：2021年4月22日から1カ月有効の枚方市⇄京橋の通勤定期券で、5月2日に払いもどし申出があり、最終利用日が4月23日の場合

⇒ 最終利用日を払いもどし申出日とみなし、発売額から既に使用した2日分の往復普通運賃と手数料220円を差し引いた額

$$12,780円（発売額） - (680円（往復普通運賃）× 2日） - 手数料220円 = 11,200円$$

※緊急事態宣言開始日が4月23日の場合



※本来は5月2日が払いもどし申出日となり7日以上使用となりますが、特例により最終利用日の4月23日を払いもどし申出日とし、2日間使用したものとみなし計算します。

以上